

六月号主要記事

國民食料の寵児

前田町納稅組合の篤行
金婚夫婦該當者を調査

果樹苗木を早く申込んで下さい

養豚便り

町有貸付種豚に対する飼養管理についてお願い

一戸一人は必ず日赤社員に

外国人登録無効処分について

山林害虫についてお知らせ

街に咲いた美しい話

人異動

危い農薬の個人保管

町県民税、保険税第一期分の集合徵收のお知らせ

大津町第四区の篤行

第一回奨学生を決定

おとしよりの熊本見物記

小地域の社会福祉活動はこのよう

拠出制国民年金についてお知らせ

町税の前納には報償金が交付されます

「納稅者の声を聞く」旬間

児童憲章の歩みこゝに十年

養老院日記

大津弘報

牛乳と肉・卵

国民食糧の寵兒ちよう

農業の転換を示す都市家計の実態

最近衆院を通過した農業基本法を読みますと、今後の農業政策の方向が示されています。

最近院会を通じた農業基本法を読みますと、今後農業施策の第一として「農業生産の選択的拡大」を図ることを取上げておられます。これは農業生産を、需要の動向や貿易との関係を考慮しながら高めてゆくことですが、なぜこんなことがいわれるようになったかとすると、食糧難が大幅に緩和し、国民の生活水準が上してきた結果、需要が伸びるものと、逆に停滞しない減少するものとが次第にわかってきたためです。これを利用して総理府統計局発表の都市家計の食糧支出によつてみますと、次のようにになります。

貴重な資料ですが、少しあん雜なので食糧費の中で特に

増産の著しいものだけを取上げました。さて、この表によると、主食に対する需要は、昭和30年をピークとして次第に減少しているのに反して、他の食糧に対する需要は大きくなり伸びております。これは食糧事情がよくなり、国民生活水準が高まるにつれて、どこの国でも起つてゐる普遍的な現象ですが、図にその他の食糧として挙げた肉・卵・乳類・野菜類等の需要の伸びにはめざましいものがあります。現在、果樹や畜産にも注目が集まつてゐるが、これらはやはり、日本全国でいっても、南北の気候や土壤の条件等から、必ずしも原因が存在しています。それでは大澤町の果樹や畜産の現状はどうなつてゐるか。日本全体ではどうか、それに今後の見通しはどうのように考えられるか、等の点について述べることにします。

第一図 主な食糧費の年次別推移							(△印は減少を示す)	
年次 区分	S 3 0	S 3 1	S 3 2	S 3 3	S 3 4	S 3 5 4月～11月	S35-S30	
主 食	100	93.6	97.1	97.4	96.3	94.7	△	5.3
米 類	100	99.4	105.3	105.8	105.1	102.9		2.9
麦 類	100	68.8	56.7	48.4	38.2	25.8	△	74.2
その他の食糧	100	102.2	108.7	116.2	122.2	133.1		33.1
肉、卵、乳類	100	119.9	122.1	134.4	147.8	167.7		67.7
野 菜 類	100	97.9	104.8	104.3	109.9	132.1		32.1
加工食品	100	104.0	108.0	116.4	120.0	138.2		38.2
果 物 類	100	101.5	112.0	120.4	126.8	136.7		36.7
酒 類	100	106.4	111.1	122.6	126.3	133.2		33.2

第一図は昭和30年から昭和35年にかけて都市家計の食糧支出がどのように変ってきたかを、昭和30年を基準として指数によつて示したもので、統計局発表のものは

明治44年1月1日より12月3日までの間に結婚された方……つまり本年で結婚満50年に達せられる方々を対象とします。

**金婚夫婦該當者を
調査しています**

前田町納税組合の篤行

(厚生課)

果樹苗木

を早く申込んで下さい



果樹は生長部門として急速な進展を示し現在各地で相当の増殖が行なわれています。このまゝに行けば当然生産競合に立ち向かわなければならぬ時がやつて来る事は皆が察するところであります。

そこで今後の果樹栽培はこの生産競合に対応して総対的優位な条件にもつて行く為に果実の価格が安くなくとも生産が引合によよにコストを出来るだけ引下ることであり、それと共に良質の品を揃えて計画的に市場に出荷することになります。

このようならむとから町当局におかれましても果樹の種類、品種の統一、園地の集団化を強く推進されていきますので、皆が心を一つにして果樹新興産地を形成すべく努力が必要と思ひます。

今から果樹を新植しようとされる方は以上の事を充分理解していただき苗木の申込みをされるよう希望いたします。

苗木の申込みは各農協で取りまとめられますから、各農協に直接申込まれるよう御進めいたします。尚今年も苗木が不足しているようですかう申込まれの方は出来る丈早くされよう申し上げておきます。

この地域に現在御営業している果樹の種類及び品種を別記の通り御紹介いたします。

菊池東部農業改良普及所

菊池東部地域における果樹奨励品種及び特性表

樹種	品種	主な特性	反当植付本数(混植樹含む)		摘要
			植付時(間伐樹)	基本樹	
栗	銀寄	樹勢は強く、クリタマバチに対する抵抗性強く、品質は極上である。収量は多く、熟期は9月下旬で代表的品種。(授粉樹を必要とする)	(普通の土壤) 3間×3間=33本 (やせた土壤) 2.5間×2.5間=48本 5間×2.5間=24本	6間×6間=8本 5間×5間=12本 5間×5間=12本	整枝法は変則主幹型 間伐は5~7年目より着手
	利平 (授粉樹)	樹勢の弱いが、銀寄の3割を混植する。			
ぶどう	キヤンベルアーリー	樹勢は中、果穗大きき粒は円形、果実の色は黒で品質は中、多収性で栽培容易である。	波状穂(H型) 14尺×8~10間=16本~12本 (間作32本) 計48~44本 平面瘤(H型) 14尺×6~7間=21本~16本 (間作42本) 計63~58本 オールバシク(3本分枝) 21尺×6間=14本 (間作42本) 計56本	14尺×8間~10間=16本~12本 14尺×6~8間=21本~16本 21尺×6間=14本	整枝法は平行整枝型 間伐は4~5年目より着手
柿	富有	樹勢は中、品質は極上多収性である。甘柿生食用として代表品種。授粉樹として小春柿を3割同植する。	普通の土壤 2.5間×2.5間=48本 やせた土壤 2.25間×2.25間=59本	5間×5間=12本 4.5間×4.5間=15本	整枝法は開心自然型 間伐は10~13年目より着手
	平無核	樹勢は強く品質は極上、多収性である。洪柿として代表的品種。	普通の土壤 3間×3間=33本 やせた土壤 2.5間×2.5間=48本	6間×6間=8本 5間×5間=12本	

町有貸付種豚に対する
飼養管理についてお願ひ

このことについては充分御承知の上優良種豚の貸付を受けて居ることですが最近町有貸付種豚に対する事故が多くその飼養管理義務の不履行者が居る様で特に次の点について厳守される様お願ひします。

飼育管理品評会を大々的に開催大津浜の声価を再認識し更に県種畜場の六井技術の実物指導もあって将来作り出さねばならぬ豚の体型も資質も得体せられたこと存活します。今後は豚の改良次の段階で各自の育成につとめます。どうか、養豚技術の研修の段階ですかから各自の管理の適否を検討するための相互研究の場を持たれよう。各地域毎のグループ集会等を計画実行されることを特にお奨めします。

種豚の返済及びその他について命ずることがありますの
で違反の無い様充分に御注意の上飼養管理を重ねてお願
ひします。

1. 種付時期は生後1年(12ヶ月以上)してから種付を行
うこと

3. 仔豚登記検査は毎年55日から60日目に登記検査を実施致しますので役場係員が立会に来る迄迄手に仔豚の売却(移動)処分をしてはならない但し牡豚を除く

4. 培育管理上の注意事項

9尺平方の広さとし別に運動場を設置し充分なる運動をさせる事この際強硬な柵を設け時期的に仔豚が居るので充分注意すること

[2] 腸舎内は常に清潔にし、腸舎の一角に毎日飼葉を取り替えること

[3] 飼料供給はドブ銅でなく半糊状として与えること

(4) 皮膚の手入れと日光浴を適時行うこと
 (5) 伸び運動を行ひ青虫をとること
 尚近日中に係員をして巡回させ現地調査を行ひますので以上の事を留意し飼育管理に遺憾の無い様重ねてお願ひ致します。

▼▼
養豚便り（三便）

『仔豚の売買は大津仔豚セリ市で』

大津弘報五月号に豚便第一便として種豚登録（毎月二十一日）、仔豚登記（毎月五、一五、二五日）の検査日割

れると共に検査済のものは仔豚登記は一ヶ月位妊娠登録で半年位で証書が東肥畜協の安達技術師の許に送達されますので印鑑持券の上受領されるよう御頼めします。

町内登録種豚は高等登録、一定検定後のもの、高等資格二種豚八頭、一計〇九頭を算する豪華なもので、町役場当局、農協の積極的な養豚業者への推進策結晶です。町内全域の養豚は一通り普及致しましたので去る四月一日より県、県畜産保健所から審査員の派遣を得て育成豚の登録登記が開始されました。

※ 引揚者更生資金貸付
を望まれる方に……

引揚者に対する債務保証(県)による更生貸付(引揚者給付金担保による)業務を再開しますので申出下さい。(厚生課)

熊本県引換者国庫債券に対する県の保証貸付賦金表

國債額面	月 別 貸 付 金 額					
	7月15日	8月15日	9月15日	10月15日	11月15日	12月15日
28,000	16,848	16,966	17,085	17,202	17,325	17,445
20,000	12,031	12,115	12,200	12,284	12,371	12,457
15,000	9,023	9,086	9,150	9,212	9,278	9,343
7,000	4,210	4,240	4,269	4,299	4,329	4,359

一戸一人は必ず日赤社員に

ただ今、日赤募金をお願いしています

例五年一月より一ヶ月間、日赤は、全国一齊に赤十字運動を展開し、赤十字精神の普及、事業の充実發展赤十字の振興である員の増強運動を展開致して居ります。大津町としても例年皆様の御援助、御協力により其の実績は年々向上致して居ります。現在、募金運動展開中であります。炳盲に即ち左記事項を熟読の上一戸一人社員加入されます様願います。

記

一、赤十字の目的

赤十字に関する諸条約及び赤十字国際會議に決議された諸原則の精神にのつとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成する事を目的とする。

二、社員の種類

(1) 普通社員

社会年額百円以上
十ヶ年以内に三
千円以上納入

(2) 章銀特別社員

社会年額三十円以上
十ヶ年以内に三
千円以上納入

(3) 章銀特別社員章

十ヶ年引続納入、金子円
に達したときは、社長の感
謝状がおくられる。社員に
は門標をおくる。

(4) 章銀有功社員

十ヶ年以内に三
千円以上納入

(5) 章銀有功社員章

十ヶ年以内に三
千円以上納入

(6) 金色特別社員

社会年額五万円以上
十ヶ年以内に三
千円以上納入

(7) 金色特別社員章

十ヶ年以内に三
千円以上納入

外国人登録無効処分について

住 所 菊池郡大津町大字壹八八番地
籍 朝 鮮

氏 名 南 春 男 性別 男
生年月日 一九四一年三月一日生

地区名	地区	総世帯数	保護世帯	差引世帯数	目標割当額
大津地区	一、九三〇	四八一	六一	一、八六九	1
瀬田 "	二六七	九	一	八六九	2
錦野 "	二六七	九	一	八六九	1
陣内 "	二六五	七	一	八六九	2
平真城 "	三七六	七	一	八六九	1
護川 "	五五〇	五	一	八六九	2
四、二六二 戸二	一六五	五	一	八六九	1
一一戸九	一五	九	一	八六九	2
四、一四三 戸三	五三五	五	一	八六九	1
一六五、七二〇	二一、四〇〇	二	一	八六九	2

上記外国人は昭和二九年一月不許日
峯山附近から密航船により福岡県不詳地
に不法入国昭和三年頃南春男名義の外
国人登録証書を不正入手し以後同人を
載い(6)及び(6)の登録の確認申請をなし交
付を受けていた旨福岡入国管事務所長
の通知によれば、昭和三年一〇月一三日
発行の(6)五三五六三九号及び昭和三四
年九月二八日発行の(6)五六六五〇一号
の登録は無効とし同人に係る登録原票を
昭和三六年五月九日閉鎖した

山林害虫についてお知らせ

1. すぎはだに

右の害虫は例年七月八月頃の発生が多かつたが本年は既に被害が民有林個人に多発している現状で之に対する防除の方法及県補助金等は作年七月号大津公報に於て御知らせ致しましたが本年は早期発見及早期駆除の意味からして六月号の紙上を通じてお知らせ致します。

1-1. 害虫の生態について

1. 加害植物 すぎ

体ははゞ橋円形で紅色あるいは黄褐色成虫の脚は四対で五節からなり先端一個の爪と四個の吸盤をもつてゐる卵は紅色で半球幼虫の体は円形に近く成虫よりした形で脚は三対である越冬卵の孵化は四月頃で孵化した幼虫はすげの葉液を吸引し細いもの果のやうな糸をかける成虫は常にすぎの針葉上に産卵し其の結果過は極めて不規則である晩春から秋にかけては常に葉上に卵幼虫、亜成虫成虫が棲息して

2. 被害状況

普通は五六月に最も棲息密度が高まりその後に統計で被害が顯著となる。本虫による被害は、苗木或は七八八年以上の幼林に多く社木にも被害を受けることがある但し社木

旭志塾由隈府線の高尾野停留所に最近そだんなブロック造り停留所が建立されました。

建設当初我々通勤者は、営業所より設備された物と思ひ見通して来ましたのが、職により調査の結果、途中の雨宿りにも利用され、子供達からも大変喜ばれてゐる様です。我々は、之を報奨し善行をたたへ度いと存じます。

尚高尾野区の小中学生は大津迄の通学距離も遠く、途中の雨宿りにも利用され、子供達からも大変喜ばれてゐる様です。我々は、之を報奨し善行をたたへ度いと存じます。

通勤生

街に咲いた美しい話

以上害虫について「すぎはだに」にのみ説明致しましたが他の害虫たまばえ、松喰虫、松毛虫、シノ喰虫、シノ虫等の害虫及病害に於ては亦枯病等多種の病害虫の繁殖期にさき緑の山林を之等の強敵から守り造成、撲滅手に入専念される機関注意申上ます。

尚害虫について不明の点があれば連絡または苗木を持参されお互の山林育成の為研究致し度いと思つて居りますので御利用下さい。

経済課林務係

五月十二日附

新職 旧職

中山千恵子 幼稚園助教諭 保育園保育助手
島田ハツ子 保育園保育助手 元中学校養護

4. 被害調査の方法はすぎの技術が黄色を帯びてゐる場合に白紙の上に枝葉をあげ打撲するか又は弱打すると白紙に落し針光大の虫の体が肉眼で見られる

5. 駆除の方法 DN粉剤或いはネオサンビラン粉剤一匁当三〇匁の割合にて樹冠に散布する

6. 駆除の適期 六月~七月晴天の日を選び薬剤散布する

7. 森林病害虫防除奨励金規定の適用

薬剤散布を完了したときは完了の日より十日以内に市町村役場を経由して知事宛報告をして奨励金を受け取る。薬剤の申込先 大津町役場経済課林務係

8. 防除奨励金内訳

薬剤駆除区分	事業単価			自己負担額	摘要
	円	円	円		
一二、一五二	一一	一一	一一	一一	算出基礎DN三
二一、三六四	二一	二一	二一	二一	×九〇円
七八八	七八	七八	七八	七八	二〇円
計	五〇円	五〇円	五〇円	五〇円	五人夫×二人×〇円
	三、四五	三、四五	三、四五	三、四五	二二〇円

危い農薬の個人保管

「使い残りでも必ず

共同保管いたしましょう」

種の早期苗代も終り、これから六、七月にかけてホリドールやバラチオン等、農薬の使用最盛期にはいります。

が、これらの農薬が怖るべき青酸カリと変わらない猛毒で、自殺や殺人等に多く利用されていることは既に皆さんの御存知のこところであります。農薬がこのような危険性に鑑みまして法律では、個人保管の禁止はもとより、その細かい取扱い等についても厳重な規定を設けて違反者を処罰することになつています。

然し特に農家の皆さん、だんだん農薬の取扱いに慣れてきたせいか、依然として法律の規定が十分守られていませんために農薬を利用しての自殺や犯罪は年々増加

の傾向にあります。
昭和三十五年中県下では農薬を利用したの犯罪や事故者は五九件六名に達して、その内訳は自殺が四六件四九人、同未遂が八件九人、作業上の事故者が三件三人、過失死が一件一人、殺人が一件四人となっています。
昨年の暮れに県民を震え上らせた熊本市川尻での奥村サダメによる毒殺事件、また本年三月、三重県で発生した毒ブドウ酒による殺人事件等、何れも農薬を利用したものであります。
皆さんかけがえのない他人や、家族の大切な命を守るために是非このことを守つて下さい。

○ 個人保管は絶対にしない必ず農協や、小組合で共同保管する
○ カラ、容器の処置を完全にする
○ 茎代や稻、散布後は必ず危険標識を掲げる

町県民税、保険税才1期分の 集合徴収のお知らせ

6月は次の通り集合徴収を致しますので一人渡れなく納めて下さい。徴収事務の都合で午後3時になりましたなら大至急整理をして係員が帰宅致しますので早目に納めて下さい。

区城	日程	区城	日程
内牧	6月28日午前	小林	6月30日
外牧	6月28日午後	上中	〃
錦野川坂	6月28日	吹田	6月28日午後
岩瀬田	6月26日	森内	6月29日
大林	6月28日	陣中	〃
高尾野平	6月29日	島町	〃
木水	6月30日	上中	〃
杉	〃	下下	6月30日

完納でみんな明るい
よい暮らし

大津町第四区の篤行

一金、四百四十八円也

右は冲縄災害寄附金返済分を第四区長田中喜一氏より町社会福祉協議会に寄附せられました。

茲に譲んで御礼申上ると共に、益々福祉事業に賛進致願ぐ存じます

五月二十五日

大津町社会福祉協議会

第一回奨学生を決定

優秀な成績をおさめながら家庭の事情で上級学校に進めない生徒たちのために大津町教育委員会は人材の育成と共に家庭の厚生をねらつて三十六年度から奨学生制度を設けたがその第一回奨学生が次の通り決定しました。

奨学生決定一覧表

申請校	現在校	本 人
大津中	熊工高	藤原 正
大津中	熊家政	野中治子
大津中	大津高	織田河南子
大津中	大津高	木田智恵子
大津中	熊商高	大塚康子
大津中	大津高	河野博文
菊岡中	大津高	典子

おとしよりの熊本見物記

大津町養老院

熊本見物をしたい、新しいお城が見たい、なげなしの金を出し合せてでも熊本へとは老人たちの切なる念願でありはのかな夢であつたが養老院開設以来、各種団体、雑志家等の御厚意による見舞金、慰問金等が蓄えあつたので有意義に使用するならと老人たちの希望をいたて熊本慰安旅行を実施しました。

計 画

一、期日 四月二十七日 午前九時出発午後三時帰院

一、バス 産交バス 一台借り
利塔 藤崎神社前除行—熊日訪問—RKK見学—

一、コース 熊本城—水前寺公園(中食) 動物園—仏會

一、編成 総指揮院長

第一班 七班 首藤看護婦

首藤モト子(水前寺)

第二班 一四 東 寮母

合志 倫子(水前寺)

第三班 一六 本田 審母

村下サダエ(水前寺)

計 三七 班長 三 応援 三

連絡及世話係 村 下

一、携行品 医薬品弁当 蔡子 敷物

夜来の雨ばかりと晴れまだ時間が来ないのに第一装を着込んでまるで何処かの御恩さんのように第一装のちいちゃんばあちゃん達は一時間も前から宿所に集つて子供のよくなハシヤギかたに近所の人達を驚かせた。待ちあぐんと過ぎ去るバスをうらめしそうに見送つているうちに「食切」バスが来た、いよいよ熊本へ。

赤星厚生課長さんに見送られて出發、車掌さんの親しそうな顔、美声で説明したり歌つたりされるのに目を輝かせ手拍子を合せたり唱和したりしてすり旅の気分にひたつている姿は実になごやかな風景だった。今便所が近いからと気にしていたひと達も武藏塚で車を駐めたが先急ぎするのか誰も下車するものではなかった。藤崎宮に車上から参拝して熊日訪問、改革中。RKKへ、毎日テレビにひたつてるので案内人を驚かせるほど時間や番組が詳しい自分達に一番身近かな娛樂だけに親しみが深いようだ。施設の部屋毎に感嘆の声をあげて喜んだ。

熊本城の像容にびっくり、どうしても天守閣にのぼるのだと腰のまがつぱあらさんは手こすらせる。ゆづく城内を散歩し休憩して車は水前寺公園へ、食、敷物をしき、茶店からお茶の接待を受け御手製の弁当をひろげた。心のこもったバラズシの御弁当に舌つぶみ、ノコリヤ二食分だとても喰べきれない」と喜ぶこと、小熊後動物園に、園長の厚意により無料入场、童心にかえたように丹念に動物の姿に見入つていた。コースは最後の仏會利塔へ、そして頂上までバスに揺られながら険しい坂路の風景を賞しながら

仏會利塔にお詣りして熊本平野を一望にし熊本のふる思い出を語り合ひ、「あゝよかつたこんな名所があることを始めて知つて冥土の語り草が一つ加えた」と

疲労の色も見せず楽しい一日の慰安旅行を終えて帰院したのは午後四時だった。「みんな元気」はい

「来年は菊池温泉に行きたいたいのです」と

余生の短かい人達に年一回位は楽しませたいもので

す。

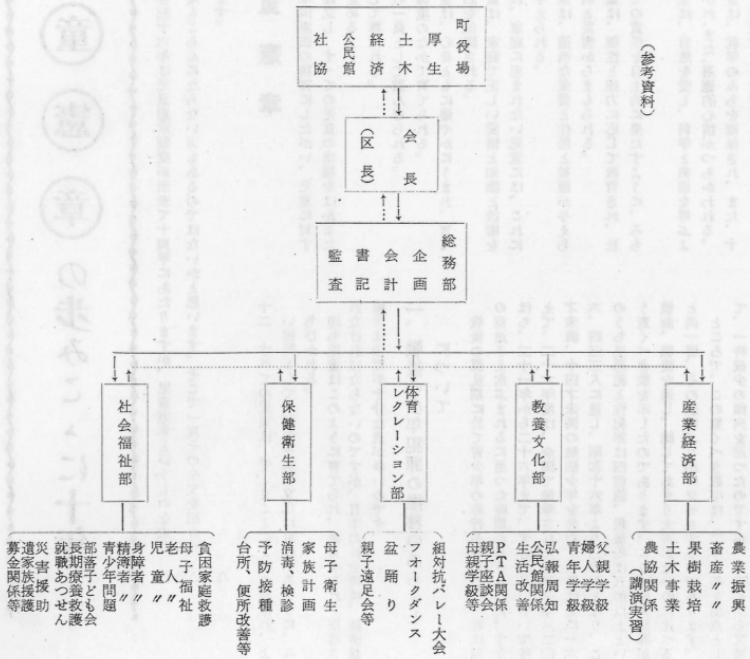
小地域の社会福祉活動はこのよう

町社会福祉協議会の活動がさかんになつて来て、その名前と事業の内容が大部分知られて来ましたが、未だ町の隅々までよく知られていない点があります。各部会は衛生組合、青年団、婦人会、母子会、農協婦人部、子ども部落会等数多くの組織がありますが、相互の機の連絡が不十分である為に、各組織がバラ々に活動しているという状態が見られます。社会福祉の仕事



も、上から流れて来たことをやめる丈ではなくて、各部落の皆さん、自分達の周辺を見廻して、消毒はどうなつてゐるか、部落内特に不潔な場所はないか、冠葬祭等で経費を節約するところはないか、老人達のしあわせの問題、子ども達の遊び場はどうなつてゐるか、等々幾多の問題が発見されると思します。さてそれ等を個々に感じても、これ等の問題を出し合つて自分達の間

○○区連絡協議会編成表（社協試案）



集まつて話し合ひ、その場をつぐらなければなりません。真木部落に於ては、一六年位前から連絡協議会を結成して、各組織の代表者が農耕時期を除き月一回会議を開いて、部落内の衛生、児童問題、生活改善産業、土木等、日々の凡ゆる問題を討議し、対策を決定し、各組織が協力して仕事を進めて居られます。別表は社協で考えた、試案であります。各区内で実際にやつておいでになる仕事を整理してみたものです。そこで各部の問題として解決する為には、先づ各組織の代表者が手堅く各組織の代表者と話し合ひ、その場をつぐらなければなりません。

拠出制国民年金についてのお知らせ

昭和三十六年四月一日現在で満20才～50才迄の強制適用

1. 昭和36年4月1日現在で満20才～50才迄の強制適用
被保険者の方は至急資格取得届を出して下さい。

2. 今後満20才に達した方は(20才になつた日から20日
以内)速かに資格取得届を出して下さい。

3. 被保険者で死亡した場合は(死亡の日から14日以内)
又は住所変更をした場合(変更して20以内)速かに届
けて下さい。

4. 結婚、養子縁組等による氏名変更も直に届けて下さ
い。

戦時加算による恩給受給見込みの方は.....

戦時加算による恩給裁定は昭和37年10月以降になる見
込に付、この時期迄は国民年金による保険料を納入して
下さい。納入期間(1年以上納入の分)は軍歴に通算さ
れますので保険料の掛け捨てにはなりません。

戦傷病者の恩給裁定請求の方は.....
見る見込みの方は、国民年金の保険料納入については一応
見合せられて結構です。

但し裁定が1年以上になる見込みの方はその間国民年金
の保険料を納入されておけば通常それで保険料の掛け捨
てにはなりません。

印紙の貼り方について下記の点に留意下さい。
貼る所は36年度の右側の国民年金印紙認合紙の各
月の上に貼りつけて下さい。

2. 100円の人と150円の人の印紙を間違へない様に貼つ
て下さい。

3. 例えば6月の納期の際4月と5月分の保険料納入が
なく、6月分1ヶ月の保険料を納入された人の印紙の
貼り方は4月分から貼つて下さい。
印紙の破損については2%以上の原形を保っている分
については役場に御持参戴ければ取り替ります。
印紙は入手後直ぐに貼つて下さい。後でとこと

で貼らないでおいて紛失した方があります。貼つて
なければもう一度購入していただくより他ありません
。御注意願います。

町税の前納には

報償金が交付されます

(税務課)

固定資産税及市民税の納稅義務者で徵稅令書に記載さ
れた、一、二、三、四、期分とは三、四、期分等の税金
をあわせて納付することが出来ます。

この場合町税条例で定める額の報償金を交付されます
。但し、当該納稅者に未納に係る町の徴収金がある場合
は交付されません
報償金の額は、納稅前に納付した税額の100分の一
に納稅前に係月数(1月未満の端数がある場合において
は、一日以下切捨て、一五日以上は一月とする)を乗
じて得た金額です。

「納稅者の声を聞く」旬間

自六月一日～至六月十日

菊池税務署では国税庁の施策に呼応して、納稅者の不
平や不満を聞いてその解決策を図りましたは、税務に対する
率直な意見を聞いて税務行政改善の資料とすることを目
的として六月一日から六月十日までを「納稅者の声を聞
く」旬間と決めて運動を開催することになりました
で、この機会に不公平感や税務に対する意見がある方は
遠慮なくお書きなり、または直轄署長や課長までお申し出
て下されば幸いと存します。
なお、税金の不満を解決するには税務署へ直接相談す
るほか、協議団や税務相談所を利用する方法もあります
。協議団は納稅者と税務署との間に起きた争を、また
第三者なる場で公平に解決する機関であり、税務相談
所は納稅者の苦情や質疑について相談に応ずることで
あります。

児童憲章の歩みこゝに十年

昭和三十六年は児童憲章制度が出来て十周年にあたりますが、児童憲章といふものを未だ一度もごらんにならぬ方もあるのではないかと思ひます。そこで一度その全文を紹介致します。

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるたる児童を定めり。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身とともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保護される。

二、すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかかる援助が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶようになり、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受け機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わらい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待・酷使・放任その他の不當な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

以上の傾向は、熊本県の場合も大同小異で、たゞ少年犯罪の検挙数は二十七年を頂点(三、二七八七名)としてその後は大体横ばいの状態が続きましたが、三十四年に至って、一時減少の傾向を辿つたのですが、三十年から又増加しはじめ、三十四年には、二十六年当時の数を超えてしまつて、又第二の危機が誘れています。特に、近年は兎も角も、非行年令の低下などが目立つていてことに注目しなければなりません。全児童犯中少年の占める割合は、二十八年当時二九%だったのが三十三年には四〇%となつていています。

次のようについています。

児童犯五(一)、粗暴犯一〇九(二二)、窃盜六四(一)、知能犯一五〇(一)、その他六(一九) 合計二三九(四一)

(括弧内は少年数です)

二、対策として

国及び県としてもこれらの問題に対し、種々対策を考えて居られるようですが、我々としては次のようなことを重点的におしえて進めて行き度いと思つて居ります。

1. 部落子ども会の育成

各学校に於ては学校子ども会が組織せられて、それ／＼校内外の規律、挨拶等の指導がなされているようですが、放課後に於ける部落子ども会の活動は大へん進んだところと、余り活動していないことがあります。夏季に於ける水浴の問題、部落に於けるテレビ鑑賞、親子座談会、更に一步進んで社会事業に奉仕するよろこびを子ども会自体で見出すものも指導するらるいと思います。特に部落子ども会の活動は側面から指導する父兄、P.T.A.、児童委員等の援助が必要であり、その指導者の熱意が必要なのであります。よい指導者をさがし出し、部落子ども会の指導を委嘱していただき度いと願うものです。

2. 親子座談会

部落子ども会と共に数地区では既に実施せられているのですが、親子の座談会をひき、相互に話題合つてみると理解し合い、その関係もまことに行き、子供が家庭をはなれたり、非行にはるるということも無くなるのではないかと思います。

親子座談会がもたれて、子ども達の言ひ分を聞き、親の考え方をよく理解させることは子ども達に対する鍵とも考えられます。

3. 児童遊園地

本年度は児童遊園地四ヶ所を設定することにして先ごろから民生児童委員、区長さんを通じて希望を募つておきましたところ、高尾野、中島、錦野、岩坂から逐次申請されました。今後は、工事終了のところは竣工検査の上一ヶ所一、五百円の補助金を交付致しました。施工の児童福祉の為に木材の寄附をうけ、遊園地の地、その他の部落の労力賛助で出来上つております。児童を交通禍からすくい、楽し、遊び場を与え、農休日には各組对抗のペーパー大会をやや、部落のレクレーション広場となるよう工夫せられたらどうでしようか。

4. 季節保育

今年度季節保育所は七ヶ所を予定致しましたが春季に於ては、地元で保母を準備しなければならなかつたといふ事から高尾野、杉木、引水、岩坂の四ヶ所しか希望がませんでした。これは少し意外の感じを受けました。私達は年毎に季節保育所の数が減ることを期待しています。経費も殆どかかりませんし、農繁期に於ては、大変便利な施設と見て居ります、婦人会、母子会

等でよくご検討願います。

私共は子供達のがび／＼と育つ中にも、礼儀正しく、又社会的に意義のある仕事を通じて隣人愛の精神を養い明日の明るい町づくりに貢献するよう折つてやみません。

(社会福祉協議会)

養老院日記

年月日 開院 周年内祝 記事

三六、四	佐藤シマ(上大津)養老院へ	故上森助雄遺骨拾い、親族に引渡す
五	中山清彦(菊陽村曲手)死に葬儀	厚生課長補佐合志法務院長に発令
六	故山清彦(菊陽村曲手)死に葬儀	福田義氏在任期間任
七	中山清彦(菊陽村曲手)死に葬儀	村山醫師嘱託医癒舍
八	菊陽村中尾婦人会長本田サダメさん外	二五名慰問品等寄贈、演芸を披露する
九	東マツエ白川病院入院	チリ紙石鹼等日用品支給
一〇	中村ヒロ子さん(神内)理髪奉仕	坂本町長夫人より週間誌「家の光」等一冊寄贈
一一	沼和三十四年度養老院新築工事会計監査(砂田監査官)	四冊寄贈
一二	沙田謙一(西合志)会員登録	沙田謙一(西合志)会員登録
一三	中村ヒロ子さん(神内)理髪奉仕	中村ヒロ子さん(神内)理髪奉仕
一四	澤田謙一(西合志)会員登録	澤田謙一(西合志)会員登録
一五	坂本謙一(西合志)会員登録	坂本謙一(西合志)会員登録
一六	坂本謙一(西合志)会員登録	坂本謙一(西合志)会員登録
一七	五月分扶助料支給	五月分扶助料支給
一八	老令福士年金該當者二五年半金受領	老令福士年金該當者二五年半金受領
一九	竹下みよさん(陣内)理髪奉仕	竹下みよさん(陣内)理髪奉仕
二〇	職員会議	職員会議
二一	大津町役場職員組合より雑誌七〇冊寄贈	大津町役場職員組合より雑誌七〇冊寄贈
二二	チリ紙石鹼等配給	チリ紙石鹼等配給
二三	西本健一さん(大津町)醤油一樽、タオル五枚寄贈	西本健一さん(大津町)醤油一樽、タオル五枚寄贈
二四	室大師板垣さん(大津町)外三十名慰問品(タンゴ)寄贈及演芸	室大師板垣さん(大津町)外三十名慰問品(タンゴ)寄贈及演芸
二五	立花政哉さん(熊本市西唐人町)リンゴ一箱寄贈	立花政哉さん(熊本市西唐人町)リンゴ一箱寄贈
二六	○行三〇名余慰問演芸	○行三〇名余慰問演芸
二七	南部忍さん(大津町)室さざみ煙草一〇個外一箱寄贈	南部忍さん(大津町)室さざみ煙草一〇個外一箱寄贈